東京都公報
日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）
発行　東京都

目次

告示
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（同）…三
○保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…四
○保安林の指定……（同）…四
○保安林の指定施業要件の変更……（同）…五
告示（選）
○令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……五
○政治団体の収支報告書の要旨（平成三十年分第二回）……五
告示（下水）
○下水を排除及び処理すべき区域等……七
公告
○軽油引取税に係る免税証の無効……（主税局課税部課税指導課）…七
○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……（生活文化局都民生活部管理法人課）…七
○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…七
○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……（環境局総務部環境政策課）…八

告示

◉東京都告示第八百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（八丈島八丈町中之郷地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　砒（ひ）素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三　規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類　砒（ひ）素及びその化合物

別図

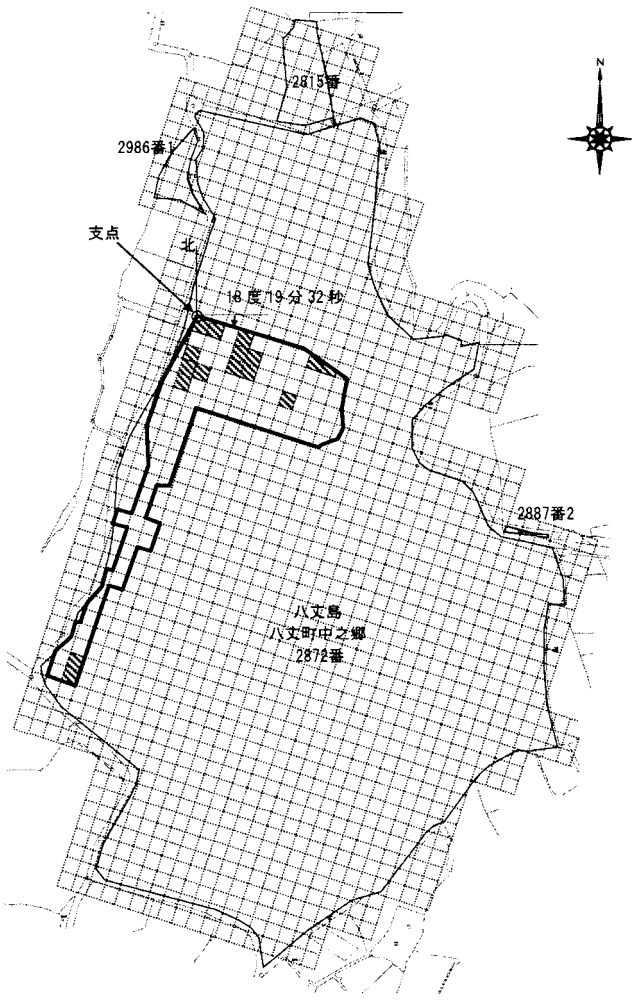

【凡例】
- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域

【支点】
支点は下記座標とする。
X座標：-324419.45
Y座標：-1989.18
支点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系（測地成果2011）により作成した。

【格子の回転角度（18度19分32秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

◉東京都告示第八百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小　池　百合子

一　形質変更時要届出区域　別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類　ふっ素及びその化合物

三　規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

別図

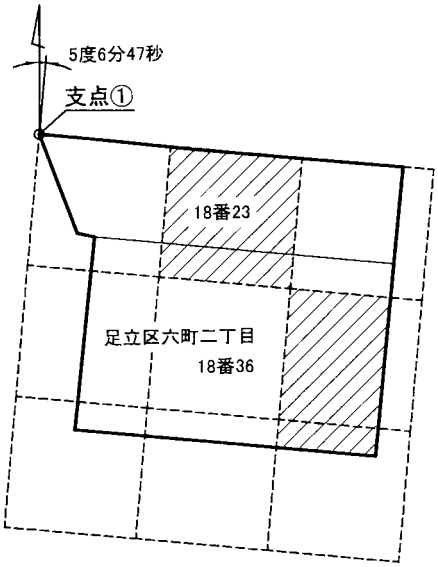

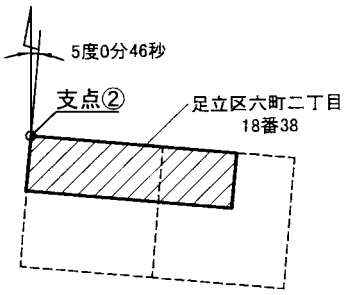

【支点】

①	支点①は、足立区六町二丁目18番23の最北端とする。
②	支点②は、足立区六町二丁目18番38の最北端とする。

【格子の回転角度】

①	5度6分47秒
②	5度0分46秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

◉東京都告示第八百二十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定を解除する区域　別図のとおり（足立区小台二丁目地内）

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三　規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類　鉛及びその化合物

四　講じられた汚染の除去等の措置　土壌汚染の除去

別　図

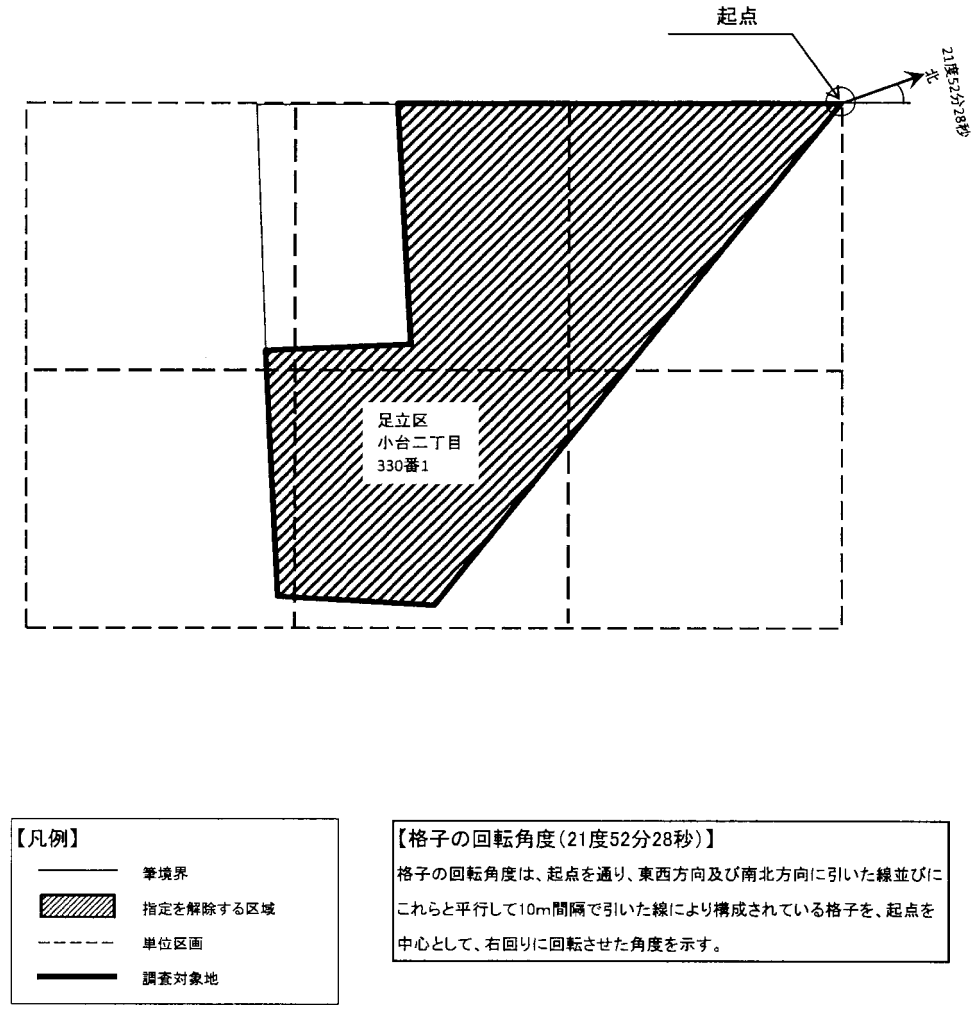

◉東京都告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小　池　百合子

一　保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町境字栃入向七〇七番

二　指定の目的

水源の涵（かん）養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◉東京都告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小　池　百合子

一　保安林の所在場所

大島町元町字上山六〇九番一・同番三・同番五から同番一〇まで（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）、字弐千坪山三二九番、三三〇番、三三二番、三三四番、三三六番、三三八番、三三九番

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◉東京都告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小　池　百合子

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市乙津字中山八八七番

二　保安林として指定された目的

公衆の保健

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告　示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都参議院選挙区第四支部及びおときた駿後援会、都民ファーストの会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号）の一部を次のように訂正する。

令和元年十二月十二日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都参議院選挙区第四支部の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳の項中

「日本医師政治連盟　300,000　文京区　」を

「東京都宅建政治連盟　220,000　千代田区　」に

日本医師政治連盟　300,000　文京区　」

改める。

おときた駿後援会の部2支出総額の項中「16,880,250」を「17,634,044」に、「1,655,782」を「901,988」に改め、同部4支出の内訳の項中「13,275,005」を「14,028,799」に、「9,526,946」を「10,280,740」に改める。

都民ファーストの会の部6政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳の項中

「東京都トラック運送事業政治連盟　500,000　新宿区

連合・東京地域政策を実現する会　500,000　港区　を

「東京都トラック運送事業政治連盟　500,000　新宿区

連合・東京地域政策を実現する会　500,000　港区　に

東京行政書士政治連盟　240,000　目黒区　」

改める。

◉東京都選挙管理委員会告示第百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和元年十二月十二日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

（平成３０年分第２回）

政治団体の名称　昭島の未来を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名　内山　真吾

資金管理団体の届出に係る公職の種類　都道府県議会議員

報告年月日　令和　元年１１月２６日

	円
1　収入総額	1,765,600
前年繰越額	1,505,600
本年収入額	260,000
2　支出総額	612,270
（翌年への繰越額）	1,153,330
3　本年収入の内訳	
寄附の総額	20,000
政党匿名分を除く寄附の額	20,000
政治団体からの寄附	20,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入	240,000
内山真吾都政報告・朝食会（計３回）	240,000
4　支出の内訳	
経常経費	570,320
人件費	80,000
事務所費	490,320
政治活動費	41,950
機関紙誌の発行その他の事業費	41,950
政治資金パーティー開催事業費	41,950

政治団体の名称　都民ファーストの会後藤なみ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名　中島　奈美

資金管理団体の届出に係る公職の種類　都道府県議会議員

報告年月日　令和　元年１１月２２日

	円
1　収入総額	1,655,068
前年繰越額	5,068
本年収入額	1,650,000
2　支出総額	1,621,310
（翌年への繰越額）	33,758
3　本年収入の内訳	
寄附の総額	1,650,000
政党匿名分を除く寄附の額	1,650,000
個人からの寄附	1,650,000
4　支出の内訳	
経常経費	1,398,310
人件費	514,712
光熱水費	12,319
備品・消耗品費	403,209
事務所費	468,070
政治活動費	223,000
組織活動費	223,000

5　寄附の内訳（年間５万円を超えるもの）

（寄附者）	（金額）	（住所）
	円	
中島　奈美（個人からの寄附）	1,650,000	足立区

政治団体の名称　都民ファーストの会足立区第２支部

報告年月日　令和　元年１１月２２日

	円
1　収入総額	115,397
前年繰越額	65,397
本年収入額	50,000
2　支出総額	0
（翌年への繰越額）	115,397
3　本年収入の内訳	
寄附の総額	50,000
政党匿名分を除く寄附の額	50,000
個人からの寄附	50,000

政治団体の名称　都民ファーストの会大田区第二支部

報告年月日　令和　元年１２月　３日

	円
1　収入総額	0
2　支出総額	0

告示（下水）

◉東京都下水道局告示第三号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十二日

東京都下水道局長　和賀井　克　夫

一　供用及び処理開始年月日　令和元年十二月二十日

二　下水を排除及び処理すべき区域　別表のとおり

三　排水施設の位置　別表に掲げる区域の地先

四　分流式又は合流式の別　分流式

五　終末処理場の位置及び名称　江東区新砂三丁目九番一号　砂町水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
江東区	豊洲六丁目	三番から六番まで

全部告示区域

公告

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小　池　百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	被交付者 住所	被交付者 氏名	事故発生日
二百リットル券	○八○H 一○五一 九○から ○八○H 一○五二 五八まで	六十 九枚	足立区入谷八丁目三番八号	株式会社利根川産業	令和元年九月二十二日
百リットル券	○八○G 四七五七 五七から ○八○G 四七五七 六三まで	七枚	同右	同右	同日

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小　池　百合子

一　名称　特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを　日本委員会

二　代表者の氏名　剱持　睦子

三　主たる事務所の所在地　東京都港区三田四丁目一番九号

四　更新された認定の有効期間　令和元年六月二十日から令和六年六月十九日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年十二月十二日

東京都多摩建築指導事務所長　金　子　博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
府中市本町四丁目三十一番七、同番三十三から同番三十九まで、三十二番四、三十四番二、同番二十五、同番二十六、同番二十八及び同番三十	府中市本町三丁目三十三番地の十五　住﨑　衛
東久留米市中央町五丁目四百八十八番一	練馬区石神井町二丁目二十六番十一号　一建設株式会社　代表取締役　堀口　忠美
稲城市平尾二丁目五十番五及び同番二十一	神奈川県相模原市南区相南一丁目二番五十号　株式会社大河原工務店　代表取締役　大河原幸一

東村山市秋津町四丁目七番三　大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号
から同番五まで、同番五十二　積水ハウス株式会社
及び同番五十三　代表取締役　仲井　嘉浩

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、東金町一丁目西地区市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和元年十二月十二日

東京都知事　小　池　百合子

一　日時

令和二年一月二十八日（火曜日）午後一時三十分開始

二　場所

葛飾区立中央図書館　会議室一

葛飾区金町六丁目二番一号　ヴィナシス金町ブライトコート三階

三　公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和元年十二月二十六日（木曜日）までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

㈠　氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号

㈡　対象事業の名称

㈢　公述しようとする意見の要旨（八百字以内）

四　公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

郵便番号一六三－八〇〇一　新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都庁第二本庁舎十九階

五　公述人の選定

㈠　公述人の数は、二十五人程度とする。

㈡　公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。

㈢　公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六　公述の範囲及び公述時間

㈠　公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

㈡　一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七　傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八　注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九　都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

電話番号〇三（五三八八）三四〇九（直通）

発行　東京都　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号　電話　〇三（五三二一）一一一一（代）　郵便番号163-8001
定価　本号　三〇円　一箇月　六、六〇〇円（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社　東京都文京区白山一丁目十三番七号　電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）　郵便番号113-0001

FSC ミックス FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ